

## 1. 施工管理技士の試験と研修制度の概要

(表1. 土木施工管理技術検定実施経過表 参照)

### ①技術検定試験の概要

建設業法第27条に基づく技術検定は現在6種目実施されており、それぞれ1、2級に区分して、学科試験と実地試験により行われている。

技術検定は、昭和35年に建設機械施工がスタートし、次いで昭和44年に土木施工管理、同47年に管工事施工管理、同50年に造園施工管理が実施され、以後建築施工管理、電気工事施工管理が制度化された。

また、昭和62年には建設業法の一部改正が行われ、建設大臣が検定試験業務の一部または全部を行わせるために、指定試験機関制度が導入された。全国研修センターは、平成元年度から、土木、管工事および造園施工管理技術検定の指定試験機関として試験業務を行っている。

さらに、同センターは平成5年度から、工業高等学校などの卒業見込者を対象にして、2級土木施工管理技術検定の学科試験のうち「土木工学」および「法規」の2科目免除となる土木施工技術者試験を行っている。造園および管工事についてもそれぞれ同6年度および同8年度から同様の試験を行っている。なお、この制度は平成17年度をもって終了し、平成18年度からは2級施工管理技術検定の学科試験に一本化された。

### ②研修の概要

土木施工管理技術検定制度の創設に伴う経過処置として、土木工事技術者特別研修が、1級については昭和50—52年度および56—58年度、2級については昭和45、46年度に実施された。さらに2級については、土木施工管理技術研修が49年度から平成14年度までの29年間実施された。この制度によって、研修を受けて修了試験に合格した者は、それぞれの技術検定試験の学科試験および実地試験の全部を免除された。

表1. 土木施工管理技術検定実施経過表

平成18年4月1日現在

項目 年度	試験合格者数		研修合格者数		備 考
	1 級	2 級	1 級	2 級	
44	8263	-	-	-	「1級土木施工管理技術検定」として建設省実施 (44, 45年度)
45	-	-	-	-	「2級土木工事技術者試験」として実施
46	5158	17268	-	108427	「2級土木工事技術者特別研修」(1日間)として実施 (45, 46年度)
47	4649	8946	-	82946	「1級土木工事技術者試験」として実施 実地試験は、建設省が実施
48	4451	8193	-	1386	(45, 46年度の未申請者)
49	6364	9135	-	21	(45, 46年度の未申請者)
49	9764	13670	-	8523	「2級土木施工管理技術研修」(4日間)として実施(以降~平成14年度)
50	10515	12681	4335	10210	「1級土木工事技術者特別研修」(6日間)として実施(50, 51, 52年度)
51	8714	14163	4538	7825	
52	8629	10678	4413	9212	
53	10115	13572	-	11768	
54	8346	13918	-	11058	
55	10897	16142	-	13942	
56	8756	16432	4340	17826	「1級土木工事技術者特別研修」(6日間)として実施(56, 57, 58年度)
57	11246	15744	3948	19350	57年度10月 土木施工管理技士活用策(通達)
58	13562	14608	5946	24488	
59	※ 13260	※ 12269 ※ 1063	-	24383	※ 「2級」は「土木」「鋼構造物塗装」「薬物注入」の3種別に区分(以下、上段は「土木」、下段は「塗装」「薬注」の合計数)
60	10067	10195 264	-	19431	
61	7992	12514 239	-	17186	
62	8960	9319 300	-	18894	(62年6月 建設業法改正) 特定建設業の許可基準の改正(指定建設業導入)
63	19051	13478 572	-	22529	63年10月17日 「指定試験機関」の指定 「1級土木工事技術者試験・第二部試験」として実施
平成元	37960	12810 542	-	24846	「1級土木施工管理技術検定・学科試験/実地試験」として実施 「2級土木施工管理技術検定・学科試験/実地試験」として実施
2	35727	10253 529	-	23785	
3	16723	10959 339	-	16465	受講資格の改正(指定学科の廃止)
4	11325	10250 395	-	15282	
5	9781	12324 410	-	16392	
6	14490	10770 392	-	16497	(6年6月 建設業法改正) 監理技術者の専任性の徹底・講習義務付
7	13437	15664 429	-	20781	
8	21064	18592 651	-	20629	
9	21641	22200 567	-	23264	
10	18969	20099 538	-	19139	
11	23896	28307 493	-	21158	
12	25310	23288 418	-	21903	
13	27348	23119 327	-	16779	受験資格の改正(緩和・1級)
14	29234	17410 352	-	10301	2級研修受講資格の改正(年齢制限 35才以上) 研修最終年度
15	28780	16683 298	-	-	(15年6月 建設業法改正) 資格者証交付要件としての講習制度廃止、現場配置要件としての講習
16	18172	12794 338	-	-	
17	19374	15317 316	-	-	
合計	560004	523782 9772 533554	27520	※ 192780 ※ 503846 696626	1級合計 587524 2級合計 1230180 ※ 研修 合計欄の上段 特別研修の合計 合計欄の下段 技術研修の合計 総 計 1817704

## 2. 監理技術者

「監理技術者」の職務は、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び工事の施工に従事する者の指導監督です。公共性のある建設工事で、工事1件の請負金額が2,500万円(建築1式工事については5,000万円)以上となる場合は、建設工事を発注者から直接請け負った者(元請業者)は工事現場に専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)を配置しなければなりません。

次のような場合には、元請業者が当該工事現場に配置すべき監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であって、国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者のうちから選任しなければなりません。(建設業法第26条第4項)

- (1)国、地方公共団体等が発注する工作物に関する建設工事を直接請け負い、
- (2)かつ、そのうち3,000万円(建築1式工事の場合は4,500万円)以上を下請契約して工事を施工する場合。

財団法人建設業技術者センターは、国土交通大臣の指定資格者証交付機関で、資格者証の交付等を通じて工事現場における技術者の適正配置、技術力の向上等を図り、もって建設工事の適正な施工を図るとともに、建設業の健全な発展の促進を図ることを目的として、昭和63年6月1日に設立され、同年9月1日より「監理技術者資格者証」の交付事業を行っています。なお、平成19年度末現在、当センターから「監理技術者資格者証」の交付を受けている監理技術者は、65万5千人となっています。

なお平成18年の業法改正で公共性のある施設もしくは工作物又は多数のものが使用する施設もしくは工作物に関する重要な建設工事に適用されることになりました(本資料は財団法人建設業技術者センター、財団法人全国建設研修センターのホームページなどを参考に作成しました)。

